

かすが都心エリア建替え促進プロジェクト



かすが都心エリアの未来

官民協働のまちづくりにより、西鉄春日原駅周辺において魅力ある駅前空間の形成と生活に豊かさを与える都市機能の集積を推進し、多様な世帯が居心地よく暮らしやすいまちなみの形成を目指します。



多様なライフスタイルを支えるまち

誰もが歩きたくなる
居心地の良い駅周辺

将来にわたって
選ばれ続けるまち



建替えを促進する支援策

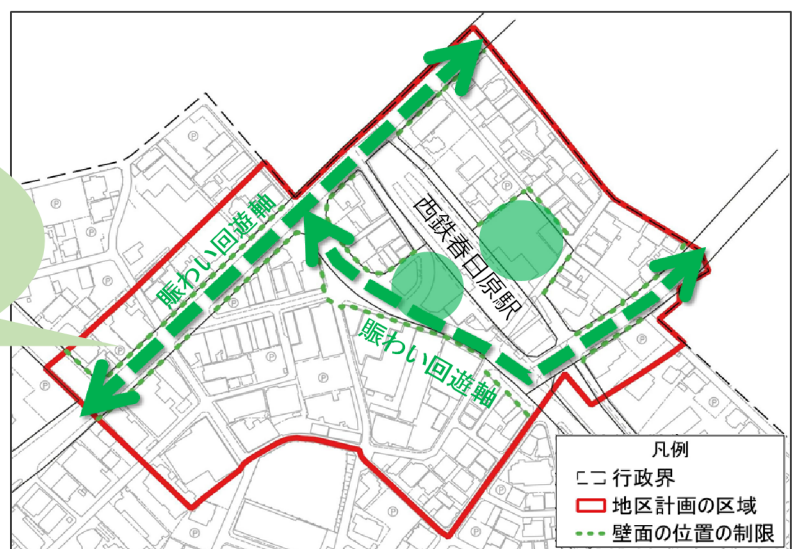
支援1 地区計画による容積率の緩和

西鉄春日原駅周辺地区地区計画の要件を満たす建替えを行う場合、指定容積率が緩和され、最大で容積率600%まで建築することができます。

支援2 財政支援

地区計画を活用して建替えを行う場合、事業を行う土地に係る固定資産税・都市計画税相当額の最大36ヶ月分を補助します。

地区計画および
財政支援の対象エリア



支援 1

地区計画による容積率の緩和

容積率最大
600%

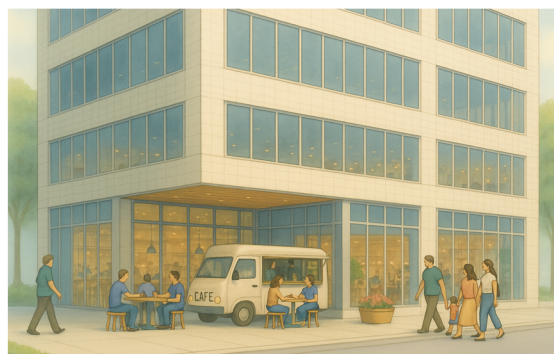
要件①

壁面後退（1階部分は1m以上、2階以上は0.5m以上）したうえで、1階部分の2分の1以上を店舗等の賑わいに資する用途として利用することで容積率を **100%緩和**



要件②

壁面後退（0.5m以上）したうえで、道路沿いに幅5m奥行3mの滞留空間（利用要件あり）を整備することで容積率を **100%緩和**



要件③

要件①と要件②の両方を満たすことで容積率を **200%緩和**

※地区計画により容積率の緩和を受けて建築する場合には、上記の要件とは別に共通要件（建ぺい率の最高限度80%、敷地面積の最低限度300㎡、建築面積の最低限度150%）を満たす必要があります。その他、緩和要件の詳細は「西鉄春日原駅周辺地区地区計画届出の手引き」をご覧ください。

支援 2

財政支援

補助額に
上限なし!!

ケース1 敷地統合タイプ

予め所有する土地に隣接する土地で、2筆以上の土地の合算面積が300㎡以上となる土地を取得し、当該土地で地区計画を活用した建築行為を行う場合、交付指定を受けた日が属する月の翌月から事業が完了するまでの期間の固定資産税・都市計画税相当額（一月当たりの額は当該月が属する年度の税額の月割り額（1/12）とする）を補助します。

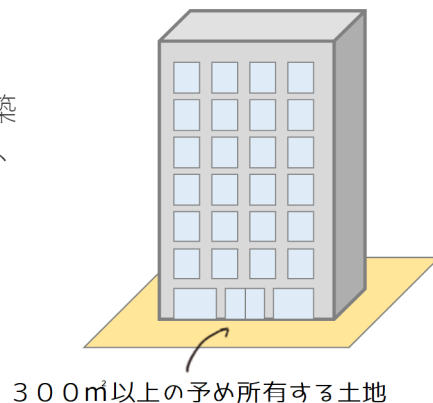
※**最大36ヶ月分**まで



ケース2 建替えタイプ

予め所有する面積300㎡以上の土地で地区計画を活用して建築行為を行う場合、交付指定を受けた日が属する月の翌月から、事業が完了するまでの期間の、固定資産税・都市計画税相当額（一月当たりの額は当該月が属する年度の税額の月割り額（1/12）とする）を補助します。

※**最大24ヶ月分**まで



お問い合わせ先

春日市都市計画課計画担当（春日市役所3階） ☎ 092-584-1111 ✉ tosi@city.kasuga.fukuoka.jp